山口県告示第百十四号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

山

○公安委公告

解散等に係る政治団体の名称等…………

契約の締結……………………………………………七

口

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三件)

土砂災害警戒区域の指定の解除(三件)

(砂防課)

五

(砂防課) ......

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○選管告示

○公告

○告示

目

次

4月5日 (金曜日)

令和 6 年

評価に関する事項を記載した書面は、令和六年四月五日から同月二十六日までの間、

Щ

る。 口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供す

令和六年四月五日

工場又は事業場の名称及び所在地 名称 特定施設に関する事項 所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一 NGKエレクトロデバイス株式会社

氏名又は名称

所

美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一 NGKエレクトロデバイス株式会社 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事

村 岡 嗣 政

種類、構造及び使用時間間隔等

(環境政策課) ………一

十五号	備考 「六	"	六五	種類	
五号の酸又はアルカ	「六五」とは、		1	能	
アルカリ	、水質汚濁防止	(個/日)	二、一〇〇	カ	構
による表面が	濁防止法施行令	令和 五、 一三	令和六、三〇	年予工事着 日定手	
リによる表面処理施設をいう。	韶	令和六、 五	令和六、三〇 四、三〇	年予工事 月 月 日定成	造
う。	和四十六年政令第百八十八号)	令和六、二二	令和六、 三〇	年予使 月 開 日定始	
	<sup>鬼</sup> 百八十八	"	断続	間使 用時間	使品
	号) 別表第	"	八 時 間	時り一 の日 使当 間用た	用の方
	- 第六	"	変動なし	動 の 概 要 の 概 変	法

Щ

П

No.9	No.1排		排水		五排出水	1	メッキ非火		種		二処理	メッキ排水	種	四汚水等の	備考()の	"	- <u>-</u> -			種類
水口口	水口口				の汚染は	<b>タ</b> 野カ	キ非火処里布殳		類		施設にト	キ排水処理施設	類	、構造及の処理施	表の備考は、		六五	通		與 — 水
"	七.	通	水素		排出水の汚染状態の値及び排出	処理後	処理前		項目		る処理説	コンク	構	構造及び使用時間間隔処理施設に関する事項	は、この表に	"	五.	常		素イオ
	五	常最	(水素指数)イオン濃度	排	及び排出水	七.五	五	通常	水素イ	汚	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	リ                 	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	いつ	"		最大	(水素指数)	ン農  変
"	八~七	7	-	出	水の量	-11.	-11.	最	(水素指数)	13	後の汚		能		て準用する。		四~一	通	1	匕学
五五	四・七	常	化学的酸素要求量	水		八~六	四 / —	1		//	水等の汚		m³		0	"	五五	常	7 白 酉 쿩	勺发
1110	二四	最加大	不要求量 不要求量	の		五.	五.	常最	化学的酸素要求量	等	染状態の	三六〇	旦力			"			(mg 才 ● が が 要 オ 量	马
	<u>  14</u>	通	浮			<u> </u>	<u>二</u>	+	/ (求量 	の	値並び	着・中和過生の 過れ	処理の				五五	大通	<u> </u>	
五五	<u>-</u>	常	遊物	汚		110	五〇	通常	浮遊		に汚水:	・集樹 吸沈脂	方式			"	五〇	常	边	
四〇	七〇		「ng fg / gf / 量	染				最	/質	染	等の量	連	間使用					最	物 mgg	F
0	_	通	窒	状		五〇	八〇	大通	e € 量 室	木		続	時 隔間			"	八〇	大通	<u>ℓ</u>	_
<u>Д</u>	-	常最富				"	_	常		状		二四四	の一使日						831	Ē.
	三		ℓ )素	態		"	二	最大	mg / ℓ 素	態		時間	用当 時た 間り			"	_	常最	mg	
0.01	=	通常		の				通		の		変動	概季節的			"	=	大	/ € 	长
		最加	燐(ng/ℓ)	値		"	=	,	燐% mg /	値		なし	概の変動の					通		
検出	Ξ		ngシ /ア ℓン			"	三	-	e mg >	_		( 既	年 月 日			"		常最	燐 (mg	りん
 検出せず 	· -					· -	三三		mgシ /ア ℓン				/ 手   予   日定			"	三	大		
七五	八九一	通常	排出水の一日当たりの量			"	一三六	通常	河が多の一日当大いの量	<b>5</b> 火拳の一日			年 月 日				〇・〇五四	通常		一 戸 才等の一 E当大いの量 (m)
五.		最	当たり				六	最	1 7.	当(こ)							四四	吊最	3	日当たい
八四	一、〇九四	大	の量 (sm)			"	一八二	大	の 量 (m)			設)	年 月 日			11	○ ・ ○ 五 四	大	1	

## 山口県告示第百十五号

岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第九条第二項の規定により、

その概要は、次のとおりである。

務所及び長門市経済観光部観光政策課に備え置いて縦覧に供する。 事業の位置を表示した図面は、 山口県環境生活部自然保護課、山口県長門農林水産事

令和六年四月五日

(定期)

山口県知事 村 岡 嗣 政

国北	公
国定公園	遠
图 <i>传</i> 岸	名
事園龍	事
事 電 電 電 に の 潮 吹	業
<b>企</b> 研 備 吹	名
長門市油谷津黄	位
(龍宮の潮吹)	置
メートル	規
一九五・九平方	模

## 山口県告示第百十六号

口

解除する。 第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成 二十一年山口県告示第三百十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和六年四月五日

Щ

山口県知事 村 岡 嗣

政

解除に係る区域の名称

江崎(-)(6)

解除に係る区域の範囲

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 次の図のとおり

急傾斜地の崩壊 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第百十七号

第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示 二十八年山口県告示第二百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 平成

北長門海

令和六年四月五日

解除する。

山口県知事

村

畄

嗣

政

解除に係る区域の名称 大嶺町東分(24

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

建設課に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部

## 山口県告示第百十八号

第五十七号)第七条第六項の規定により、 二十四年山口県告示第三百十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成

令和六年四月五日

解除に係る区域の名称

山口県知事

村

岡

嗣

政

清水町(二)

解除に係る区域の範囲 次の図のとおり

 $\equiv$ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

港湾課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

県

### 492 号

第五十七号)第七条第一項の規定により、 山口県告示第百十九号

令和六年四月五日

山口県知事

村 岡 嗣 政

江崎 (一) (6) 区域の名称

次の図のとおり

区域の範囲

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

区域の名称 大嶺町東分(24)

口

次の図のとおり

区域の範囲

山

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部

建設課に備え置いて縦覧に供する。

区域の名称

清水町((1)

区域の範囲 次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

 $\equiv$ 

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

解除に係る区域の名称

大嶺町東分(24)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害警戒区域として次の区域を指定す

## 山口県告示第百二十号

港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

第五十七号)第九条第八項の規定により、 (平成二十一年山口県告示第三百十六号)により指定された区域についての指定を次の 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示 (平成十二年法律

とおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除に係る区域の名称

江崎(-)(6)

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、 その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

## 山口県告示第百二十一号

第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示 とおり解除する。 (平成二十八年山口県告示第二百十二号)により指定された区域についての指定を次の 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

令和六年四月五日

圌 嗣

政

山口県知事 村 令和六年四月五日

大嶺町東分(-)24

区域の名称

区域の範囲

第五十七号)第九条第一項の規定により、

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定

山口県告示第百二十三号

解除に係る区域の範囲

清水町(1)

次の図のとおり

口

急傾斜地の崩壊

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

山

港湾課に備え置いて縦覧に供する。

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

解除に係る区域の名称

報

492 号 急傾斜地の崩壊

建設課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

 $\equiv$ 

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

四

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

建設課に備え置いて縦覧に供する。)

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部

## 山口県告示第百二十二号

とおり解除する。 第五十七号)第九条第八項の規定により、 (平成二十四年山口県告示第三百十一号)により指定された区域についての指定を次の 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示

令和六年四月五日

村 岡

嗣

山口県知事

 $\equiv$ 

次の図のとおり 区域の範囲

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

政

区域の名称

清水町(1)

兀 急傾斜地の崩壊

次の図のとおり 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

港湾課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

### (六三) 建築士の懲戒

により、次のとおり建築士に対し、 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。) 戒告を命じました。 第十条第一項の規定

令和六年四月五日

山口県知事

村

岡 嗣 政

処分をした年月日 令和六年三月二十五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

処分を受けた者

名

安本

孝雄

二級建築士

一級建築士又は木造建築士の別 第三八八四号 登録番号

Ŧī.

 $\Box$ 

第

を指示した。

几 六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の交付を受けないで建築工事を行うこと 処分の内容 処分の原因となった事実 法第二十一条の三の規定に違反して建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)

## 山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

令和六年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

南市住崎町/3番/0号
主たる事務所の所在地

# あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

					クが担告が
令和 6、 2、/3		周南市住崎町/3番/0号	古賀 泰子	原田美保子	羊子後援会
(編巻 (届出出) 年月日)	その他の事項	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	台団体の 称

# 山口県選挙管理委員会告示第二十号

Щ

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 次のとおりである。 第七条第一項の規定による届出が

令和六年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

1 五 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	<del>}</del>			
天	代表者の			
共	<del>-</del>			
辫	異 動			
⊞	内容			
H	編組機			

山口県行政書士政治連盟	日本保守党中国五県	日本一の定住都市防府を創 る会		長門市の発展を考える会		宋 員員 公公	神鋼労組長府支部政治活動	29977年70日 (2)及五	八井ナカー 谷塚へ	秋枝ひでとし後接会		海车围음亭走古中早	参政党山口県支部連合会
杉山久美子	佐々木信夫	田中 敏靖		笠本 俊也			用 本 循 注		中本	松井 邦男		対する	末廣 純子
会計責任者	名	事務所	会計責任者	代表者	名	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	事務所	会計責任者
吉井 和敬	日本保守党中 国五県	防府市牟礼柳 /0の5	吉松 範和	笠本 俊也	長門市の発展 を考える会	今岡 浩二	西村 徳浩	有吉 士	高橋 昌弘	河村 明彦	長畑 克典	岩国市牛野谷 町 3 丁目45番 22号	森田ゆかり
<b></b>	日本保守党山口県本部	防府市石が口 2丁目/番2 号	宗本 浩二	藤田 ゆず	長門の市政を 考える会	西村 徳浩	吉田 和久	繁田 真樹	田中 兼史	徳増 壽生	寺園 久恵	岩国市麻里布町3丁目5番	井原 卓矢
令和 5 5、27	令和6、2、20	令和570、24		令和6、2、20		9、/	令和5、	" /#	*	" 10	,	*	令和6、

# 山口県選挙管理委員会告示第二十一号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一 項の規定による届出

令和六年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

政治団体の名称	
代表者の 氏 名	
会計責任 者の氏名	
主たる事務所の所在地	
解 散年月日	

 $(\equiv)$ 

落札方式 最低価格

借入れ 調達方法 四

事務を担当する課の名称及び所在地

山口県知事

村 岡 嗣 政 令和六年四月五日

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

公

契約の締結

契約の相手方を決定した手続 落札に係る物品等の名称及び数量 交通法令違反情報管理システム 一式 山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

落札者を決定した日 般競争入札

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 令和六年一月二十六日

Ŧī.

みずほ東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

山

七

入札公告日

令和五年十二月一日

その他

契約担当者

山口県知事

村岡

嗣政

落札金額 一億三百七十九万千六百円

七

令和六年四月五日発行令和六年四月五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県市